

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRIC Review

目次

- ・ 主たる決定事項
- ・ IAS 第 32 号 – 非支配持分についての売建プットオプション
- ・ IFRS 第 2 号 – 税金の源泉徴収をネットして決済される株式報酬
- ・ IAS 第 12 号-売却可能負債証券の未実現損失に関する繰延税金資産の認識
- ・ アジェンダ化に関する決定
- ・ 暫定的なアジェンダの決定
- ・ 委員会における議論の要約
- ・ IFRS 第 2 号-権利確定条件および権利確定条件ではない条件
- ・ IFRS 第 3 号-以前から存在する関係の清算
- ・ IAS 第 1 号-負債の流動/固定の分類(ロールオーバー契約)
- ・ IAS 第 1 号-コーラブル・タームローンの流動/固定の分類
- ・ IAS 第 19 号-法定の従業員プロフィット・シェアリング契約の会計処理
- ・ IAS 第 36 号-回収可能価額の開示
- ・ IAS 第 36 号-使用価値の算定
- ・ IAS 第 37 号-自己の信用リスクの割引率への考慮
- ・ IAS 第 41 号- 農産物の売却による収益

2010年11月4日および5日の国際財務報告基準解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee)会合の要約

主たる決定事項

IAS 第 32 号 – 非支配持分についての売建プットオプション

委員会は、非支配持分についての売建プットオプションの論点に関して、引き続き議論を行った。委員会は、「この論点をアジェンダに追加せず、代わりに IASB に付託することを提案した 2010 年 9 月の暫定的なアジェンダの決定の公表」に対する、多くの否定的なコメントレターを受け取った。関係者は、「資本の特徴を有する金融商品」のプロジェクトを延期するという IASB の直近の決定により、この緊急の問題が予測できる近い将来に対処されないことについて懸念を示した。さらに、多くの関係者は、暫定的な決定は IAS 第 27 号(改訂)と IAS 第 39 号の間の矛盾を反映していないと考えた。したがって、委員会は、この論点を、IASB の承認が要求されるその他の IFRS への改訂の解釈の開発に含まれる緊急の問題として検討することに合意した。委員会は、IASB からフィードバックを受けた後、2011 年 1 月の会議にて、この問題をさらに詳細に議論する。

IFRS 第 2 号 – 税金の源泉徴収をネットして決済される株式報酬

委員会は、株式報酬により生じる従業員の課税義務を決済するため、持分決済型の株式報酬契約で付与された株式の一部を源泉徴収する場合の、株式報酬取引の分類に関する以前の暫定的な結論について議論を行った。2010 年 9 月の会議において、委員会は、企業が財貨またはサービスを取引した結果として、現金またはその他の資産を移転する負債を負う場合、報酬は現金決済型として分類されるべきであると暫定的に決定し、その会議にて検討された事例では、現金は税務当局に移転されると認識している。2010 年 11 月の会議で、委員会は、アジェンダの決定が最終化された場合、現行の実務に重要

な影響をもたらすことになるという関係者から提起された否定的なコメントに対する懸念を示した。委員会は、論点の追加分析を行い、全ての取引の適切な分類について再検討するようスタッフに要請した。この分析を基礎に、委員会は、将来の会議でこの論点をどう進めていくかを決定する。

IAS 第 12 号-売却可能負債証券の未実現損失に関する繰延税金資産の認識

委員会は、売却可能負債証券の未実現損失にかかる繰延税金資産の認識に関連するアジェンダを却下するドラフトを以前に作成した。2010年11月の会議において、委員会は、繰延税金資産をいつ認識するかを明確にするにあたり、年次改善のプロセス(AIP)を通じてこの論点を対処することで同意した。AIPの提案では、将来の課税所得を創出又は増加させることなく既存の将来の減算一時差異の戻し入れを生じる行動は、タックス・プランニングの機会ではないこと、また企業は、一時差異の戻し入れや繰越しを除き、十分な課税所得が生じる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識すべきであることを明確化する。委員会の提案は、また、企業は、税務当局の設定したルールと整合性のある方法で、適切な性格の各種課税所得(例えば、経常的な利益およびキャピタル・ゲイン)を合計して一時差異を検討することにより、繰延税期資産の実現可能性を評価することを明確化する。

アジェンダ化に関する決定

アジェンダに追加されなかった論点:

IAS 第 1 号- コーラブル・タームローンの流動/固定の分類

IAS 第 12 号-売却可能負債証券の未実現損失に関する繰延税期資産の認識

IAS 第 19 号-法定の従業員プロフィット・シェアリング契約の会計処理

IAS 第 36 号-使用価値の算定

暫定的なアジェンダの決定

暫定的なアジェンダにも追加されず、年次改善プロジェクトにも提案されなかった論点:

IFRS 第 3 号-以前から存在する関係の清算

IAS 第 37 号-自己の信用リスクの割引率への考慮

IAS 第 41 号-農産物の売却による収益

年次改善プロジェクトに提案された論点:

IFRS 第 2 号-権利確定条件と権利確定条件ではない条件

IAS 第 12 号-売却可能負債証券の未実現損失に関する繰延税期資産の認識

IAS 第 36 号-回収可能価額の開示

委員会における議論の要約

委員会は、IFRS 第 2 号を置き換える IASB のより大きなプロジェクトの一部として、株式報酬取引の会計処理を改善するために可能な方法に関する報告書を、フランスの会計基準設定主体(ANC)から受け取った。

IFRS 第 2 号-権利確定および権利確定条件ではない条件

委員会は、「勤務条件」、「業績条件」、および「権利確定条件でない条件」の間の区分を明確化するため、引き続き議論を行った。2010 年 9 月の会議において、委員会は、これらの論点を対処するため最善の方法について、IASB から意見を求める決定を行った。2010 年 9 月の IASB の会議において、IASB は、全ての論点を同様のプロセスにて対処する必要はないことを認識した上で、検討中の論点の優先付けを行うこと、および今後の方向性を決定することを委員会に要請した。その結果、2010 年 11 月の会議で、委員会は、多くの論点(従業員の責任と業績目標との間の相互関係、株式市場の指標目標、要求する勤務期間を超過する業績目標、雇用の終了)を AIP プロセスを通じて、またその他の論点を IASB への別個のアジェンダの要請を通じて、対処することで合意した。委員会は、また、AIP プロセスの一環としてこれらの論点を対処する際には、「業績条件」および「勤務条件」の定義を IFRS 第 2 号内における権利確定条件の定義と区別することを提案する暫定的な決定を行った。委員会は、別個のアジェンダの要請は、IFRS 第 2 号の全面的な再検討に関する ANC の報告書と並行して検討されなければならないであろうと認識している。

IFRS 第 3 号-以前から存在する関係の清算

委員会は、企業結合における取得企業と被取得企業間の「以前から存在する関係の清算」に適用するガイダンスを明確にする要請について検討を行った。一部の委員は、IFRS 第 3 号 B52 項のガイダンスの適用について相違する見解があると考えている。委員会は、IFRS 第 3 号は明確であり、実務上重要なばらつきはないと思われるとし、この論点をアジェンダに加えたい決定を行った。委員会は、企業結合における再取得した権利ではない以前から存在する関係の「市場価格ベースの部分」の会計処理に関する IFRS 第 3 号の適切なガイダンスを識別する暫定的なアジェンダの決定を発行することで合意した。

IAS 第 1 号-負債の流動/固定の分類(ロールオーバー契約)

委員会は、無条件の権利の評価は、「全ての起り得る将来の状況を検討すること」と「報告日に存在する状況のみを検討すること」のいずれを要求しているのかについてと、IAS 第 1 号 69 項(d)の「決済を繰り延べる無条件の権利」および IAS 第 1 号 73 項の「借換え」と「ロールオーバー」の意味を明確化する要請について検討を行った。委員会は、IAS 第 1 号における流動/固定の分類は何を示すべきか(企業の流動性対同じ契約相手との個別の契約から生じる

義務)に関して異なる意見を持っていた。意見の相違を前提として、委員会は、米国基準での要求と現行の IFRS のガイダンスを比較するとともに、どれだけ論点が広く行き渡っているかを解明するために、様々な法域での実務上の課題についてアウトリーチを実施するようスタッフに要請した。委員会は、2011 年 1 月の会議でこの論点を再度議論する。

IAS 第 1 号-コーラブル・ターム・ローンの流動/固定の分類

委員会は、2010 年 9 月に公表された暫定的なアジェンダの決定について受け取ったコメント・レターを検討した。委員会は、IAS 第 1 号にはすでに十分なガイダンスが含まれているため、この項目をアジェンダに追加しない決定を最終化することで合意した。

IAS 第 19 号-法定の従業員プロフィット・シェアリング契約の会計処理

委員会は、2010 年 9 月に公表された暫定的なアジェンダの決定について受け取ったコメント・レターを検討した。委員会は、公開の協議から生じたドラフトの変更を条件に、IAS 第 19 号にはすでに十分なガイダンスが含まれているため、この論点をアジェンダに追加しない決定を最終化とすることで合意した。

IAS 第 36 号-回収可能価額の開示

委員会は、割引キャッシュ・フロー・モデルが回収可能価額の算定に使用される際の、IAS 第 36 号の開示要求における不整合に関する要請を検討した。委員会は、「売却費用控除後の公正価値」が割引キャッシュ・フロー予測を使用して算定される場合に、現行の見積もりおよび以前の見積りに使用された割引率が開示されるべきであることを合意し、AIP の中でこの項目に対する改訂を提案することを決定した。

IAS 第 36 号-使用価値の算定

委員会は、2010 年 9 月に公表された暫定的なアジェンダの決定について受け取ったコメント・レターを検討した。ドラフトの変更を条件に、委員会は、IAS 第 36 号にはすでに十分なガイダンスが含まれているため、この項目をアジェンダに追加しない決定を最終化とすることで合意した。委員会は、使用価値の算定方法の適用は、IAS 第 36 号の原則と首尾一貫しなければならないことを改めて表明した。

IAS 第 37 号-自己の信用リスクの割引率への考慮

委員会は、IAS 第 37 号のもとで、引当金の算定に使用される割引率又はキャッシュ・フローは、自己の信用リスクに対して調整されるべきかどうかを明確化する要請を検討した。委員会は、IAS 第 37 号のガイダンスが明確でなく、IAS

第 37 号で定義される割引率(「貨幣の時間的価値の現在の市場評価」と「その負債に固有のリスク」を反映した税引前の割引率)は、異なって解釈される可能性があることを認識している。

委員会は、この特定の状況における信用リスクの問題が、負債の測定における多くの複雑な問題と関連していることを認識している。そのため、委員会は、本論点は単独では対処できないが、代わりに IASB の負債プロジェクトの一環として対処すべきものであることで合意した。したがって、この論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

IAS 第 41 号-農作物の売上による収益

委員会は、IAS 第 41 号に付属する適用ガイダンスの設例 1 は、包括利益計算書での表示が不明確であり、これが明確でないことが実務上のばらつきをもたらしていると断定する提案を検討した。委員会は、IAS 第 41 号の付録は、テクニカルには IAS 第 41 号を構成するものではない(IASC のスタッフによって作成されたが、デュー・プロセスの対象ではなく、IASC 理事会によって明示的に承認されたものではない)と認識している。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte をご覧ください。